

## 財産管理制度申立てについて

目的：空家の適正管理は所有者が行うことであるが、相続放棄等により所有者が確知できない空家が存在してしまっている。所有者がいないことにより適正管理がされず、流通利活用もできずに悪化の一途をたどる空家を、財産管理制度を利用し、空家の除却と一般流通による売却を図ることを目的とする。

現状：税務課からの情報提供によると、令和4年度は9件の空家に対して公示送達を行っている。

9件中6件は苦情相談を受けたことがあり、相談が定例化してしまっている。

制度概要：相続財産管理人とは、遺産を管理して遺産を清算する職務を行う人のことです。相続人がいることが明らかでないときや相続人全員が相続放棄をした場合には相続財産を適切に管理する人がいなくなります。そこで、そのような場合に、相続財産を管理して清算する役割を担う者として「相続財産管理人」が選任されます。相続財産管理人が、財産の清算を行い、清算後に残った財産を国庫に帰属させます。

費用：1,007,100円（予納金100万円、収入印紙代800円、予納郵券料2,070円、官報公告手数料4,230円）

※予納金については、清算後に返金される場合もあり。